和光市勤労福祉センター「アクシス」 報告・意見交換会

~アスレチックルーム活用方法等の検討結果について~

令和4年10月15日(土)和光市市民環境部產業支援課

アクシスのアスレチックルームの検討について(1)

陳情・意見交換会におけるアスレチックルームの存続希望を受け、どのようにすれば現状に近いアスレチックルームの継続利用が出来るか

【状況整理】

- ・トレーニングマシンは、シンコースポーツ㈱名義でリース。
- ・10月1日から利用者から使用料を徴収できない。(条例の一部を改正しているため)
- ・直営の予算を確保。委託費は施設の維持管理業務を計上。

『キレーでは田州は郷地でもかいが、ムナマレ日笠東要とにこれるのの

【市として使用料は徴収できないが、今までと同等事業を行う場合の留意事項】 ①使用料 → 他の公共施設利用者との公平性から料金は徴収する。

- ②トレーニングマシン
- の確保・費用縮減→ リース期間が満了でない場合、活用できないか。
- ③部屋の活用方法 → 行政財産として事業者に利用させて、同等事業ができないか。
- ④利用の安全確保 → 初心者が利用する際に常連利用者から協力を頂けないか。

【手法の検討】上記を踏まえ、考えられる方法を1つ1つ検討

①市が機器を借上げトレーニング指導業務を実施 市の実施となると使用料が徴収できない。常設での職員配置が困難。職員を指導者として

市の美施となると使用料か徴収できない。常設での職員配置が困難。職員を指導者として 養成するには時間を要する等、現実的に対応が難しい。 → 不可

→ 不可

②業務委託ではなく謝礼を支払って実施

市の実施となると使用料が徴収できない。仮に1日4時間で週3日を派遣した場合、

00万円以上の費用※が必要となり対応が困難。 ※市謝礼基準により有資格者は5千円と規定

③事業者に行政財産で部屋を貸付、事業者が事業を実施

実施できる可能性はあるが、貸付の場合、事業を公募する必要がある。手続きに時間を要するため10月からは難しい。 **可能性は有が困難**

④事業者に行政財産使用を許可、事業者が事業を実施

現事業者が実施することにより留意事項①~③の対応は可能。

事業者と協議・交渉する余地はある。 → 可能性有

左記の検討により、④の方向性で現事業者に対し、内容や安全性の担保等の条件をつけて以下のとおり提案し、事業実施に向けた協議・交渉を行いました。

[提案]

市は事業者に対し行政財産としてルームの使用を許可する 事業者は施設目的に沿った事業を実施する。

(現行と同等事業を確保)

利用者は事業者へ料金を支払い、収入は事業者の収益とする。

[市の条件]

- ・現状と同等のアスレチックルーム事業の実施(機器の縮小は可) ・料金は令和4年9月31日現在の価格(3時間市内360円/市外540円)
- ・トレーニングマシンの目視等による定期的な点検作業
- ・初回利用者に対する30分程度の講習会の実施
- ・点検作業及び講習会の対応人員の配置(1日あたり4~5時間)
- ・トレーニングマシンの口頭説明部分の説明書作成
- ・トレーニングマシンの年1回の総合点検
- ・トレーニングマシンの故障や転倒が原因による負傷や施設破損は 事業者責任

※アスレチックルーム事業の他、設置目的に則した他事業の実施も可能 とする。 1

アクシスのアスレチックルームの検討について ②

【協議交渉の論点】

トレーニングマシンの状況

配置は可能。安全性の観点で、現在設置しているトレーニングマシンの大半が長期間使用のため、再リースは故障リスクが増える。フリーウェイトは長期間使用。

→ 公共施設におけるトレーニングマシンも安全性の確保は必須。

2 人員配置及び利用時間等

フリーウェイト・ランニングマシンを配置する場合、安全確保の観点から人員配置が必要。令和2年3月に消費者庁からフィットネスクラブ等での事故増加から、十分な指導と安全管理が整った施設利用について注意喚起が発出。(平成22年1月~令和元年12月末で245件/民間のジムでスタッフ不在時に死亡事故発生。) 仮に、事前周知の上1日数時間の週数にを人員配置する場合、配置しない日に初回利用者が来館した場合の対応が難しい。ルームの使用時間を短縮し、スタッフを毎日配置す る場合の経費は多く掛かる。

→ スタッフ不在の状況下の事故発生や自己責任を踏まえても、公共施設として市民の安全を守るため、利用者がいる時の人員配置は必須。

3 利用者によるサポート制度

コミュニティ醸成による画期的な方法だが、常連利用者にサポーターとしてどこまでの協力を求められるのか。人員配置をしない日に確実にサポートできる体制が整うか。

事故が発生した際、問題が発生しないよう万全な制度設計にするための十分な検討が必要(安全に関する講習受講やボランティア保険の加入等)

4 収支バランス

令和4年10月から毎週月曜日が休館となる。過大な収益は見込めず、更に利用時間を狭めれば当然収入は減少し、光熱費や行政財産使用料の捻出が難しい。

【交渉・検討の結果】

市の提案は、各論点の安全確保の観点と収支バランスで折り合いがつかず、事業成立となりませんでした。 市としては、使用者に対し施設や設備面における最低限の安全は、確保しなければならない。健康維持のための機能は必要と認識。

- アスレチックルームには設備等の安全確保が整った段階で健康保持の観点による簡易的な器具を設置する予定。(令和5年4月以降) アスレチックルームの活用は、民間活用を含めて引き続き検討していく。(令和5年度から総合体育館にスミスマシンを設置予定)

【アスレチックル―ム以外(講座・教室)に係る市の対応】

- アクシスの講座を受講した方々で新たに団体を作った場合、許可した日から1年間は、施設使用料を免除。
- → 要望が多かった健康に関する講座の実施に向けて検討中。具体的には、上記のアクシスの講座を受講した方々で新たに作った団体との コラボ企画で、勤労者の健康維持向トと新たな団体PRを兼ねたスポーツ講座について数回実施することを検討中。

直営後もご意見を伺いながら施設を運営してまいります。ご不便をおかけしますが、引き続きご利用くださいますようお願いいたします。